

# 会 議 録

## 1 会議名

第3回上越市子ども・子育て会議

## 2 議題（全て公開）

(1) 施設の利用定員の確認について

(2) 平成30年度当初予算案における子育て支援に関する事業について

(3) その他

## 3 開催日時

平成30年2月28日（水）午前10時から

## 4 開催場所

市民交流施設高田公園オーレンプラザ 学習室・研修室

## 5 傍聴人の数

なし

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：高島会長、吉澤副会長、石田（郁）委員、丸山委員、  
岡田（龍）委員、品川委員、椿委員、長島委員、柳澤委員、  
吉田委員、中條委員、飯塚委員、阿部委員、岩井委員、柳委員
- ・ 事務局：こども課 内藤課長、牛木副課長、西山係長、滝澤主任
- ・ 関係課：保育課 秋山健康福祉部参事、渡邊係長  
健康づくり推進課 北島課長、外立上席保健師長  
教育総務課 市川課長、岩野主任  
学校教育課 手塚副課長

## 8 議事内容

(1) 施設の利用定員の確認について

保育課（渡邊係長）：（資料1～資料3-3により説明）

教育総務課（岩野主任）：（資料4-1～資料4-3により説明）

岡田委員：市全体として待機児童等について、特に問題はないのでしょうか。

保育課（秋山参事）：当市における待機児童でございますが、平成 28 年、平成 29 年、そして、これから平成 30 年の 4 月 1 日入園時点での待機児童はおりません。

柳委員：子どもの通う保育園でも未満児が増えて、今年度は、園長先生から 2 クラスにしましたと説明がありました。このつちはし保育園の 2 歳児の数値だと思えますが、入園児童数には、波があると思ったのですが、それでいいですか。また、上越カトリック天使幼稚園は、満 3 歳児クラスがあり、未満児を受け入れているのに、資料の中では、棒線が引かれています。未満児の部分は利用定員として考えなくていいのか疑問に思いました。

高島会長：未満児の受入れの柔軟性と幼稚園における未満児の在り方について、説明をお願いします。

保育課（秋山参事）：未満児については、資料をご覧くださいとお分かりいただけたと思いますが、来年度も非常に未満児の入園申込は多くございました。実際の受け入れも、0 歳児と 2 歳児が多くなっております。少し話が横にそれますが、育児休業を終えての 2 歳児、産後休暇を終えての 0 歳児の申込みが顕著に増えております。このように、当市においても、働く女性の数が増えている現状がお分かりいただけたと思います。施設においては、未満児の受入れをするにあたり、0 歳児と 1 歳児については、面積基準がありますので、受け入れ人数を算定し、そのなかで、出来る限り柔軟に対応しております。

柳委員：2 歳児についても同様と考えてよいですか。

保育課（秋山参事）：2 歳児も未満児ですので同様に柔軟に対応しております。

高島会長：それでは、次に幼稚園における未満児の受け入れについて、説明をお願いします。

教育総務課（岩野主任）：上越カトリック天使幼稚園の満 3 歳児について、お答えいたします。満 3 歳児とは、保育園で言うところの 2 歳児になります。3 歳に到達した時点から第 1 号認定を受けることができるお子様です。その前は、認可外保育施設の位置付けで、私的契約のため、全く公費の入らない状態で、幼稚園が独自で預かっている性質のものです。2 歳でいる間は、幼稚園と保護者間の取り決めで受け入れているかたちになっています。その都合上、4 月 1 日に 3 歳になっている満 3 歳児はいないので、資料の表では、棒線になっていません。年間を見ますと、満 3 歳児は、10 人程受け入れがありますが、年度途中で

3歳になると第1号の支給認定を受けて、3歳児に入ります。年度途中で3歳になったとか、お引っ越し等でのお子様の受け入れについては、認可定員を超えないで、かつ利用定員の120%までであれば、柔軟に受け入れをしていいという規則になっております。例えば、年度途中で10人が増えて先ほどの127人が137人になった場合、2人超過しますが135人の超過20%以内となっており、制度上、出来ることになっておりますので申し添えます。

高島会長：ほかにご意見等いかがでしょうか。

石田（郁）委員：私と同じく働いているお友達が、2歳の子どもの入園の申込みをしていると話している時に、実際、どれくらいの入所申込みがされているのかもわからなくて、入園できなかつたらどうしようと困っていました。自分の職場への通勤途中だったり、自宅近くの保育園に申込みを提出してきましたが、現実には、9月の入園申し込みから年末の入所決定がされるまで、かなりの時間がかかっていて、希望する園に入園できるのか、あふれていたらどうしよう、断られたらどうしよう、などの不安を聞きました。そういう気持ちや意見があることも、この機会にお伝えしたいです。

高島会長：待機児童はゼロですが、自分の生活圏に合ったところかどうかということについては、ずっと課題になっていることだと思います。

保育課（秋山参事）：少し数字的な話を申しあげますと、昨年の9月、10月に平成30年4月入園の1次申込みを総数1,123人を受け付けました。このうち、第1希望園に91.6%の方が内定しましたと説明をしましたが、94人を除く方が第1希望の園に内定しています。この94人の方に、当課の職員が個別にお電話をし、ご自宅や職場の状況をお聞きしながら、第2希望園から第5希望園を記入いただくなかで、ご自宅から20分から30分までの間で、保育園をご紹介いたしました。85人の方が第2希望園以降の希望園において内定しております。残った9人の方についても入園可能園をご紹介したものの、どうしても希望園が良いということで9人の方がご辞退され、報道等では言われています潜在的待機児童とカウントされる人数になります。

高島会長：大変丁寧に対応して頂いていることがわかりました。最後まで個人の希望にどこまで添うかということは、非常に難しいことだと思いますので、お友達の方にもお伝えいただければと思います。

丸山委員：0歳児クラスと1歳児クラスは、人数が決まっているから空きがでるまで入園出来ないと言われたことがありましたが、年度によって2クラスにする年もあるように思います。どういう基準なのか教えてください。

保育課（秋山参事）：未満児については、特に0歳児、1歳児については、調乳室等の施設基準を満たしていることが前提となりますし、国の面積基準では0歳児は1.65㎡、1歳児は3.3㎡となっています。部屋の面積を基準で割り返して受け入れ人数を算定していますので、施設として2クラスを設定できる面積や、人員配置が整えることができたので、その年は2クラスになっているものです。

丸山委員：2歳児以降になるとどうなのですか。

保育課（秋山参事）：2歳児以降も国の面積基準が1.98㎡となっておりますので、施設基準や人員配置が整えることができれば、全体の利用定員のなかで入園希望を勘案しながら、受け入れ人数を決めさせていただいております。

高島会長：保育園、幼稚園においても、事故の問題もありますし、基準に満たない施設での保育をした時のこともあります。預ける側としては、できるだけいい状態にさせていただきたいという気持ちはあると思います。

中條委員：企業が設置する保育所がひとつ出来るのですが、そこは地域の子どもも受け入れることが出来るはずで、そうなったときに入園調整は、そこも含めて考えられているのか、企業さんが持っているものなので、企業さんが独自でやるのか教えてください。

保育課（秋山参事）：国が進めております待機児童解消のひとつである「企業主導型保育園」が平成28年度にできました。この企業主導型は、新潟県内には8カ所ほど出来ておりますが、当市では平成30年度に寺町に1箇所開園になります。基本的には、認可外保育園ですので企業の方で調整を行うこととなりますが、地域の子どもとなりますと支給認定を行っているのは市になりますので、企業側とつめていくなかで、もちろん市のほうでお話は伺い、調整が必要であれば、ご一緒に調整していくつもりでございます。

中條委員：私は、使う人にとって便利だといいなと思っていますので、垣根があって使う人が探しまわることがないといいと思っています。よろしくお願ひします。

高島会長：この資料の数値の山の中から隙間の話が、各委員から出てきましたが、

利用定員については、ご了承いただいたこととし、最終的に当会議として「意見なし」としてよいですか。

各委員：「異議なし」

(2) 平成 30 年度当初予算案における子育て支援に関する事業について

事務局（滝澤主任）：資料 5-1～資料 5-5 により説明

柳澤委員：放課後児童クラブの利用料金の見直しについて、2 年ほど多子世帯の軽減を要望してきましたし、ありがたいことです。きっと、保護者も感謝されると思います。具体的には、夏季休業で 7,100 円から 8,000 円に値上げされるということでしょうか。値上げにはなるが、2 人、3 人と通わせる家庭にとっては、軽減が適用されるので助かると思います。ひとつ質問なのですが、小学校は、1 クラス何人という定員があるのでしょうか。実は、低学年において、3 クラスの学年が来年は 2 クラスになることによって、36 人学級があると聞きますが、クラス定員について教えてください。

学校教育課（手塚副課長）：放課後児童クラブの料金改定につきましては、平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度の法律が施行されたことに伴いまして、費用負担の考え方が、ランニングコストにおいて、半分は保護者負担、残りの半分は、国・県・市がそれぞれ負担をするというモデルケースが示されました。それを踏まえ、当市の方で試算をした結果、今回の料金改定を行うものであります。ご質問の今回の多子減免の関係は、試算ですと 2 人目、3 人目のお子さんが 260 人くらいの利用を想定しており、減免額は 900 万円ほどになります。この減免額 900 万円分については、保護者負担額に転嫁はしておりません。減免分については、国・県・市が負担をすることにしていきます。2 点目の小学校のクラス定員について、国は 40 人学級制としておりますが、新潟県については、小学 1 年生と 2 年生は 32 人制、3 年生からは 35 人制となっており、国の基準よりも新潟県は少人数制を採用しています。

柳澤委員：夏休みの利用料金が上がるのは、どうしてでしょうか。

学校教育課（手塚副課長）：利用形態として通常利用のほか、夏休みだけを利用される方が多くいます。利用者が増えますとそれに対応する支援員を配置する必要のあることから、人件費がかかります。その人件費分をご負担いただくと

ということです。

高島会長：多子軽減分について、予算確保のために料金をあげるわけではないということがわかりました。

柳澤委員：今の説明であれば、今までは夏休み分の人件費がかかっていたけれども、料金をあげなかったということですか。急に人件費が変わるというわけではないですね。

学校教育課（手塚副課長）：利用料金は、平成 26 年度までは 4,000 円でした。平成 27 年度の時に試算の結果、通年利用であれば 8,000 円という数字が出ました。長期休業についても 2 倍の数字が出たのですが、その後、国が小規模の運営については補助対象外でありましたが、27 年度以降は補助対象になりましたし、国・県の方でも放課後児童クラブに対する支援が手厚くなってきていますので、その分の情勢変化を改めて再計算したうえで、この度、ご提示をさせていただきます。

高島委員：ほかにはいかがですか。

岩井委員：不妊・不育治療という言葉の不育という内容を教えていただきたい。もう 1 点、教育において小学校の教育補助員 47 人とありますが、今は、学校に入学しますとペースについていけないなどの、特別な支援が必要なお子さんが増えてきていると思います。そのような小学校時代に手のかかるお子さんが、中学校にあがっていくなかで、教育補助員はどうなっているのでしょうか。もう 1 点、放課後児童クラブにおいて、特別な支援が必要なお子さんが利用される場合もあると思います。指導員として特別な支援ができる指導員が確保されているのか、しつつあるのかという点について教えていただければと思います。

健康づくり推進課（北島課長）：1 点目の不育症について、お答えします。不育症とは、妊娠はしますが流産・死産などを繰り返して結果的にお子さんをもてない場合、不育症と診断されるものです。一般的には 2 回連続して、流産・死産があると不育症と医師が診断しますが、学会でも定義はされておられません。

学校教育課（手塚副課長）：2 点目の教育補助員について、お答えします。小学校だけに教育補助員を配置しているのではなく、中学校にも配置しております。平成 29 年度の状況ですが、小学校では 47 人、中学校では 27 人配置しています。基本的には、就学支援委員会の判定により、特別支援学校、または特別支

援の通級教室があるのですが、教育補助員は、普通教室にいる高機能自閉症、ADHD、LDの障害を持つ子どもの支援を行っております。放課後児童クラブにおいても支援の必要な子どもへの教育補助員を配置し、学校が終了後、そのままクラブに勤務し支援を行っている状況です。放課後児童クラブの支援員につきましても、発達支援関係の指導主事から見守りや対応の仕方について講習や指導を受けており、十分な配慮を行っております。

岩井委員：教育補助員の人数については、年々増えているのでしょうか。それとも現状維持でしょうか。

学校教育課（手塚副課長）：ここ1、2年は74人で推移しておりますが、基本的には増加傾向でございます。

阿部委員：放課後児童クラブに関連することですが、支援員の資質向上と書いてありますが、資質向上はもちろん大事なことです。やはり特別な支援を知っている支援員が、その子どものことをどこまで知っているかが大切だと思っています。そこで学校での連携が大事だと思うのです。南三世代交流プラザでも特別な支援を必要としているお子さんがたくさんご利用されているようですが、この3月から学校との情報交換会を実施することにしたいと聞いています。そういう学校との連携が大事だと思いますので、市としても学校との連携を大事だと考えて対応していただくとありがたいと思います。

学校教育課（手塚副課長）：ご意見をありがとうございます。私どもも、まさにその思いで仕事をしております。学校とのつながりが大事です。支援員、補助員については、認識をもってきちんと対応するという体制のために、相談員を2名配置し、現場の巡回相談と巡回指導を強化しております。気になるお子さんの支援の仕方や接し方についても、講義ではなくて実習を踏まえた研修プログラムを考えております。

高島会長：ほかにいかがでしょうか。

岡田委員：意見としてお願いします。予算案ですので、これから決議を受けるものですが、承認がされましたら、特に、不妊・不育治療事業や子ども医療費事業等について、関係されるところに速やかにきちんと周知をしていただきたい。特に、先ほども放課後児童クラブの話がでていましたが、実際、値上げということになりますし、利用者に対して、利用される方が納得できるように分かり

易く、丁寧に説明をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

学校教育課（手塚副課長）：ご指摘のとおり、放課後児童クラブにつきましては、平成 30 年度の申込みの段階でもこのような制度変更がありますよという頭だしをさせていただいております。料金の見直し、運営形態の見直しがありますので周知、徹底という目的で説明会等を計画し、実施したいと思っています。

高島会長：確かに、いろいろなことを工夫し、考えてやってくださっていると思うのですが、うまく伝わっていない感もあって、行政のせっかくの努力があまりよく伝わっていないと思います。市民の方も聞くという姿勢が、必要だと考えますので、非常にお互いがわかりやすく、受け入れやすく、そして、受け入れていけるようにお互いに努力をさせていただければと思います。

事務局（内藤課長）：改善した、拡充した、新規に設けたというせっかくの制度でありますので、ご利用になる方が知らなければせっかくの医療費のことも医療機関の窓口もそうですし、私どもが9月に実施させていただくということについては、システム改修に時間を要するためでもあります。特に、放課後児童クラブにつきましては、この会議においても議論してきていただいた経過がありますし、学校教育課でも利用者のための制度であるということで説明会を考えてくれると思います。

柳澤委員：放課後児童クラブのアレルギーを持つ児童が増加しているので、おやつを廃止するとありますが、飲まず食わずで、給食が終わってから夜7時まで何も食べないということでしょうか。子どもだからではなくて、大人だってつらいと思います。

学校教育課（手塚副課長）：運営についての見直しのなかで、支援シートを保護者から提出していただいておりますが、食物アレルギーは平成 28 年度が 60 人、平成 29 年度は 140 人ほどに増えています。ほかにもアレルギーはもちろんありますが、食物アレルギーだけについてです。お茶等の飲み物につきましては、当然、提供させていただきますが、平日のおやつについては、廃止させていただきます。土曜日や長期休業につきましては、ご家庭のほうでお弁当と合わせてご用意をしていただければと考えています。

高島会長：相当にお母様達から議論が出そうな気がします。

柳澤委員：それは、子どもにとって可哀想だと思います。これで決めないでいた



だきたい。長期休業と土曜日は持っていくけど、平日はだめとなると相当な意見がでると思います。ここで決めるのではなく、もちろん予算案なので決定ではないですよ。

学校教育課（手塚副課長）：保護者の方から以前よりおやつ提供について、いろいろな声をいただいています。カロリーの高いもの、高価なものをだして欲しいという意見、逆に、お腹にたまるものは出して欲しくないという意見、おやつは、そもそもいらぬのではという意見を頂いております。料金の改定を検討するなかで、おやつについては、支援員や補助員が超過勤務を強いて購入をしたり、配食の準備をしていますので、この業務の負担軽減も踏まえ決定したものです。

高島会長：このことについて、決定なのでしょう。というのは、多くのお母様達からのいろいろな貴重なご意見が聞き入れられていないという感で決着するという結論になりそうですが、それでも、決まったということになりますか。

学校教育課（手塚副課長）：この料金改定には、おやつは入っておりません。利用料金の変更に連動いたします。県内では、長岡市、柏崎市は、保護者会が独自に対応している市町村もありますので、今後、ご意見を聴きながら、保護者対応がいいというご意見があればそういう協議をさせていただきたいと思っております。

高島会長：決められること、決められないことがあるのはわかりましたが、これから継続協議を続けていくということによいですか。

柳澤委員：これが決定ではないということによいですか。

高島会長：料金設定に関係していることなので、ここでこのような意見があったからといって、なにか出来るということではないようです。今後、この件については、きちんと議論し、検討を継続していくということによろしいでしょうか。ほかに、よろしいでしょうか。議題1からについても、みなさんのご意見等よろしいでしょうか。それでは、これで本日の会議を終わらせたいと思えます。

## 9 問合せ先

健康福祉部こども課企画管理係

TEL：025-526-5111（内線1221）

E-mail：[kodomo@city.joetsu.lg.jp](mailto:kodomo@city.joetsu.lg.jp)

## 10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。